警報による休校規定について

愛知県立名古屋聾学校

- 1 暴風警報、暴風雪警報
 - ①名古屋市に発表された場合

ア 登校前に暴風・暴風雪警報が発表された場合

- (ア) (午前6時35分までに警報が解除された場合) 平常どおり授業を行う。
- (4) (午前11時までに警報が解除された場合) 解除後2時間を経てから当日の授業を始める。
- (ウ) (午前11時を過ぎても警報が解除されない場合) 当日の授業を中止し、家庭学習とする。
- ※(ア)、(イ)の場合でも、登校が危険と判断された場合には、自宅待機とし、登校しないでください。

イ 登校中・下校中に暴風・暴風雪警報が発表された場合

保護者は生徒と連絡を取りながら、次のいずれかの判断をし、学校へ連絡する。

① 家に帰る ② 学校へ向かう ③ 駅や大きなビルなど安全な場所にとどまる 等

ウ 在校中に暴風・暴風雪警報が発表された場合

- (ア) 生徒が安全に帰宅できると判断した場合、以降の授業を中止して速やかに下校する。**天候や交通機関等の状況に応じて、警報が発表されていなくても、安全なうちに下校する場合がある。**
- (イ) 帰宅困難、またはすでに戸外の通行が危険と判断した場合、安全が確認されるまで学校待機とする。

②名古屋聾学校は通常授業を行っているが、居住地に暴風・暴風雪警報が発表された場合

- ア(午前11時までに警報が解除された場合)通学路の安全等の確認ができしだい、登校する。
- イ(**午前11時を過ぎても**警報が解除されない場合)当日は家庭学習とする。
- ※ 大雨警報、洪水警報、大雪警報等が発表された場合、原則として通常と同じように授業を行います。 ただし、通学路の安全が確認できない、交通機関がストップしている、このような場合は家庭で待機 してください。その際、必ず学校に連絡してください。
- ※ 緊急時等で上記と異なる対応をする場合は、マチコミでお知らせしますので、そちらを優先してください。

2 警戒レベル4以上または特別警報が発表されたとき

ア 登校前

- (ア) 登校しない。
- (イ) 特別警報が解除された後も家庭で待機する。
- (ウ) 特別警報発表中または解除後に家庭に学校から連絡がいくので、その指示に従う。

イ 登校中・下校中

保護者は生徒と連絡を取りながら、次のいずれかの判断をし、学校へ連絡する。

① 家に帰る ② 学校へ向かう ③ 駅や大きなビルなど安全な場所にとどまる 等

ウ 在校中に特別警報が発表された場合

- (ア) 授業は中止し、生徒は学校に待機する。
- (4) 保護者の希望で生徒を下校させたい場合は、保護者が迎えに来たときのみ下校可とする。
- (ウ) 警報が解除された後、通学路や交通機関の情報を確認し安全と認められた場合、保護者の了承の上、自力で下校することも考えられる。
- (エ) 長期化した場合、学校での宿泊の可能性もある。
- ※ 記載された以外のケースも想定されます。その際は学校と連絡を取り合い、指示に従ってください。
- ※ 特別警報の発表は市町村単位ですが、愛知県内のどの市町村で発表された場合も上記の通りとします。
- ※ 県外から登校している生徒の居住している府県で発表された場合も上記の通りとします。
- ※ 特別警報が発表されていなくても、安全に登校できないと保護者が判断される場合は、**登校させないでください。**その際、必ず学校へ連絡してください。

<参考>特別警報の概要について

1 創設の趣旨

東日本大震災による津波や、平成23年台風12号による紀伊半島を中心とする大雨では、気象 庁は警報等により警戒を呼びかけたが、災害発生の危険性が住民や地方自治体に伝わらず、迅速な 避難行動に結びつかない例があった。こうした事態を重く受け止めた気象庁は、大規模な災害の発 生が切迫していることを伝えるために特別警報を創設した。

- 2 特別警報の発表基準
 - ●数十年に一度の大雨、強度の台風、積雪等が予想される場合、現象の種類に応じて、 「大雨」、「暴風」、「高潮」、「波浪」、「暴風雪」、「大雪」の特別警報として発表される。
 - ●「大津波警報」、「噴火警報」、「緊急地震速報 (震度 6 弱以上)」は特別警報として位置づけられる。ただし、「○○特別警報」として改めて発表されない。
- 3 特別警報発表時の対応の原則

"ただちに命を守る行動をとる!"